

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	事業所税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、事業所税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	事業所税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法第四章第五節(事業所税)に基づき、事業年度末日に一定規模以上の事業を行っている事務所又は事業所(以下、「事業所等」という。)の情報の管理及び申告書等の情報による課税台帳の作成、調定処理等を行う。また、必要に応じ税務調査等を実施し、公平・公正な課税事務を行う。</p> <p>①必要に応じ納税義務者又は納税義務があると認められる者の税務調査等            ②一定規模以上の事業所等の事業所税基本台帳への登録            ③事業所税申告書・納付書の出力            ④事業所税申告書等の審査・受理            ⑤事業所税課税台帳に登録            ⑥更正請求書の審査・受理            ⑦更正及び決定の通知、過少申告加算金・不申告加算金・重加算金の通知            ⑧事業所税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びに通知            ⑨過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。            ⑩納期限を経過して課税額の納付がない者に対して督促状を送付する。            ⑪督促後、納付がない者の財産を調査し、滞納処分を行う。</p> <p>このうち、個人事業主が納税義務者の場合、通常は法人番号を記載する箇所個人番号を記載することにより特定を行っている。</p>
③システムの名称	1 事業所税システム 2 収納システム 3 滞納システム 4 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 5 住民基本台帳ネットワークシステム 6 宛名管理システム 7 データ連携基盤(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 基本台帳ファイル 2 申告情報ファイル 3 収納情報ファイル 4 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-6079)、納税課(0564-23-6123)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 池野 肇、納税課長 青山 恭久	市民税課長 鍋田 志郎、納税課長 竹下 正昭	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務部市民税課	財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	税務部市民税課	財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	税務部市民税課	財務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 鍋田 志郎、納税課長 竹下 正昭	市民税課長、納税課長	事後	項目が変更されたため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通じた 入手を除く。)	—	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	—	十分である	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	—	委託しない	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。)	—	提供・移転しない	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	—	接続しない(入手)・接続しない(提供)	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	項目が追加されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	—	自己点検・内部監査・外部監査	事後	項目が追加されたため。
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	項目が追加されたため。
令和2年10月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要		このうち、個人事業主が納税義務者の場合、通常は法人番号を記載する箇所に個人番号を記載することにより特定を行っている。	事後	記述の追加
令和2年10月1日	IVリスク対策 8.監査	自己点検・内部監査・外部監査	自己点検・内部監査	事後	外部監査については個別業務としては実施していないため削除(岡崎市における包括外部監査の対象ではある。)
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I-3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和3年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	